

辰野町  
新型コロナウイルスワクチン接種実施計画

令和3年3月

辰野町

# 新型コロナウイルス感染症対策に係る住民接種 実施計画

## 第1 概要

## 第2 基本的考え方

## 第3 対象者

1. 対象者の範囲
2. 接種順位
3. 対象者数の試算
4. 対象者への連絡

## 第4 接種体制の構築等

1. 基本的考え方
2. 実施期間
3. 実務体制の確保
4. 接種体制確保について
5. 接種会場
6. 予約受付
7. 予防接種への同意
8. ワクチンの確保
9. 接種費用の支払い
10. 町民への情報提供、相談受付
11. 健康被害救済の申請受付、給付
12. 接種記録の管理
13. その他

初版：令和3年3月22日

## 第1 概要

新型コロナウイルス感染症に対して、感染拡大を防止し、辰野町の住民基本台帳に登録のある町民（以下、「町民」という。）の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組みながら、社会経済活動との両立を図っていくことが求められている。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下、「新型コロナワクチン」という。）については、国の主導的役割、県の広域的視点による市町村支援の役割、住民に身近な町の役割と、それぞれの立場・役割に応じて、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。

今後、新型コロナワクチンが確保できた際には、当該感染症のまん延防止のため、国や県、辰野町医師会等の支援を受けながら、円滑な接種を実施していくことができるよう、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（以下、「予防接種の手引き」という。）など国が示すガイドライン等を踏まえ、住民接種における実施計画の策定等の基本的な考え方、予防接種の対象者、接種体制の構築等について定める。

なお、本計画は、接種体制の状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 基本的考え方

住民接種の実施計画策定にあたり、以下の点に留意すること。

1. 実際に住民接種が行われる際に、円滑に実施できるよう、辰野町医師会や医療機関等と十分協議する。
2. 町民には、正確かつわかりやすい情報提供に努める。
3. 原則、住民票所在地の市町村に所在する医療機関等で接種を受けるとしているが、当面、国からのワクチン配分量が限られるため、町が設置する集団接種から運用を計画する。
4. 新型コロナウイルス感染症の診療や、通常の診療に過度な悪影響が生じないように、必要な医療体制を維持する。

## 第3 対象者

### 1. 対象者の範囲

- (1) 原則として辰野町において、住民基本台帳に登録されている者を対象として行うものとする。
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく、いわゆる薬事承認において接種の適応とならない者は接種の対象から除外される。

- (3) 新型コロナワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると町長が認める者についても、当該者の同意を得た上で接種を実施することができる。やむを得ない事情については、別に定めるものとする。

## 2. 接種順位

新型コロナワクチンの接種は、当面、確保される量に限りがあるため、予防接種の手引きに示す接種順位と接種の時期に応じて接種を行う。

接種の順位は以下のとおり。ただし、町が接種体制を調整する対象者は、高齢者以下の順位の者とする。

- 1 医療従事者等
- 2 高齢者
- 3 基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60～64歳の者
- 4 上記以外の者

## 3. 対象者数の試算

対象者数の算定は以下のとおり。総人口は令和3年1月1日現在、19,144人として算出。

医療従事者等	総人口の3%	574人
高齢者	令和4年3月31日時点の65歳以上の者	7,406人
基礎疾患を有する者	総人口の6.3% (20～64歳) 総人口の4.9% (20～59歳)	1,206人 938人
高齢者施設等の従事者	総人口の1.5%	287人
60歳～64歳の者	令和4年3月31日時点	879人
上記以外の者	総人口から高齢者、医療従事者等、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60～64歳の者を除いた人数	7,854人
合計		19,144人

※このほか、一定の要件を満たす場合、町内に住所を有しない方が接種することもできる。

## 4. 対象者への連絡

接種順位に従い、次の2段階に分けて接種の通知を行う。

- 1 高齢者
- 2 高齢者以外の者

ただし、新型コロナワクチンの量に応じてさらに細分化する可能性がある。

## 第4 接種体制の構築等

### 1. 基本的考え方

町は、辰野町医師会と連携し、町民に対する円滑な新型コロナワクチン接種を実施するため、全庁的な必要な体制を整え、町民の安心安全に資する。

### 2. 実施期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日

### 3. 実務体制の確保

接種までの準備にあたっては、平時の業務量を大幅に上回ることが見込まれるため、業務継続計画の発動を視野に担当課を超えた組織的な実施体制の確保を行う。

また、担当課では新型コロナワクチンの接種を実施するために必要な業務を洗い出し、必要な人員数の想定、人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明、業務継続が可能なシフトの作成など、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

なお、封入作業や会場設営、予約受付など外部委託できる業務は積極的に行い、業務負担の軽減も検討していく。

### 4. 接種体制確保について

新型コロナワクチン接種にあたっては、医療機関の協力が不可欠であるため、辰野町医師会と協議を行い協力を仰ぐ。また、集団接種の折には、多くの医療従事者等が必要になると見込まれることから、辰野町医師会及び町内医療機関と協力して実施する。

なお、高齢者施設入所者や在宅の要介護者等が接種を行う場合は、別途個別に体制確保を検討する。

### 5. 接種会場

#### (1) 個別接種

町内医療機関のうち、集合契約に参加し、接種医となっている医療機関とする。

接種に必要な物品等は、医療機関が準備するものとする。

#### (2) 集団接種

町が集団接種を行うために町立辰野病院を会場とし、新型コロナワクチンを保管できる冷蔵設備を設置する。辰野町医師会等と協議を行い、

集団接種会場は、通常診療に支障がないよう配慮し、受付から退出までの動線を考慮した設営を行うこと。

接種会場の運営は、町が直接運営する。

## 6. 予約受付

町民が町内の医療機関及び集団接種会場で接種を行う際は、接種を行う医療従事者等と事前に日時、接種人数を協議し、予約専用窓口で一括して予約を受け付ける。

受付の際には、新型コロナワクチンの特性に応じ、無駄なく利用できるように、1日あたりの接種人数を可能な限り多くするよう配慮する。

## 7. 予防接種への同意

### (1) 予診票

予診票については、国が示す様式を使用する。また、予診票は接種場所となる医療機関や接種会場に設置するものとする。

### (2) 接種不相当者及び予防接種要注意者

予診の結果、異常が認められ、予防接種を受けることが適当でない者又はそれに該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わない。また、予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。

### (3) 接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後に通常起こり得る副反応やまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、接種の対象者又はその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行った上で、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り行うものとする。

### (4) 16歳未満の予防接種等

医療機関及び接種会場における新型コロナワクチンの接種については、原則、保護者の同伴が必要であることとし、同意等については予防接種の手引きに基づき取り扱うものとする。

## 8. ワクチンの確保

町は、県から割り当てられた新型コロナワクチンを町内医療機関、集団接種会場に割り当てる。また、冷凍ワクチンを町内医療機関、集団接種会場に冷蔵移送を行う際は、専用の保冷バッグ等を使用して、町が責任をもって移送する。

#### 9. 接種費用の支払い

町民が町内医療機関及び集団接種会場で接種した場合は、町が直接支払いを行う。町民が住民票所在地外に所在する医療機関等で予診や接種を受けた場合は、長野県国民健康保険連合会より請求を受け、支払う。

ただし、別途、支払い方法を定めた場合は、この限りではない。

#### 10. 町民への情報提供、相談受付

町は、町民に対して新型コロナワクチン接種に関する接種対象、接種期間、接種場所などの情報を積極的に提供するとともに、相談受付窓口を設置する。

ただし、専門的な相談対応は県が担うことから、県と連携して対応する。

#### 11. 健康被害救済の申請受付、給付

新型コロナワクチンの接種を受けたことによると考えられる健康被害が生じた場合、健康被害救済給付の申請を受け付け、国が接種による健康被害と認定したときは、救済給付を行う。

#### 12. 接種記録の管理

町は、町民が新型コロナワクチンの予診や接種を受けた場合は、その記録を電子データに登録し、管理する。

#### 13. その他

本計画に定めのないものは、都度、担当課、庁内、辰野町医師会、医療機関等と協議を行い、決定するものとする。